

令和 5 年 古殿町農業委員会 10 月定例委員会

1 開催日時 令和 5 年 10 月 16 日 (月) 午後 3 時

2 開催場所 古殿町役場 大会議室

3 出席委員 (8 人) (10 人)

会長 農業委員 8 番 水野 和徳

委員 農業委員 1 番 根本 明

農業委員 2 番 水野 晴夫

農業委員 3 番 矢吹 正勝

農業委員 4 番 野崎 達哉

農業委員 5 番 吉田 育市

農業委員 6 番 塩田 武雄

農業委員 7 番 水野 一男

推進委員 1 番 我妻由美子委員

推進委員 2 番 大楽良文委員

推進委員 3 番 吉田真健委員

推進委員 4 番 矢吹三智也委員

推進委員 5 番 遠藤一委員

推進委員 6 番 水野辰芳委員

推進委員 7 番 水野光樹委員

推進委員 8 番 小平美香委員

推進委員 9 番 瀬谷國彦委員

推進委員 10 番 岡部雄一委員

4 欠席委員 (0 人)

5 議事日程

第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第 2 議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 佐川 文夫

主査 長田 賢一

会議の概要

○ 事務局長

開会前のあいさつを行います。

全員ご起立願います。お互いに「礼」

続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。

事務局に続いて、1 番目から 3 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

御着席ください。

ただいまから 10 月定例委員会を開会いたします。

会長よりあいさつをいただきます。

○ 議長(会長)

『 会長あいさつ 』

○議長(会長) 出席委員は8名中 8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

○議長(会長) 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員については会議規則第 14 条第 3 項の規定により、議長指名といたします。農業委員 3 番 遠藤光一委員、及び農業委員 6 番 水野幸栄委員を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の長田主査を指名します。

○議長(会長) 議事に入るにあたり、議案には個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。

○議長(会長) 日程第 2 議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番 ~ 3 番を議題といたします。議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長 今月の農地法第 3 条の許可申請は、 3 件でございます。

【議案第 15 号 1~3 番 朗読後、説明】

受付番号 1 番~3 番 は農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長(会長) ただいまの事務局説明 1 番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。推進委員 2 番 大楽良文委員

○ 2 番委員 それでは、[] についてですが、本日 1 時過ぎに農業委員の石井委員、それから申請者 [] さん、 [] さんの [] と現地を確認し、聞き取りを行いました。本件は、譲受人が自作地の隣地を借りて一体化をはかり耕作したいということで、譲渡人がそれに応じて売り渡すという内容です。譲受人の [] さんについては、夫婦で耕作を行い、農機具及び技術も十分あり農地の運用に問題はないと思われます。以上です。

○議長(会長) ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

続いて事務局説明 2 番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 推進委員 2 番 大楽良文委員

○ 2 番委員

番号 2 番なのですが、番号 3 番と関連づいておりますので一緒に説明させていただきたいと思います。

○議長(会長)

はい。よろしくお願いします。

○ 2 番委員

こちらも本日同時刻に現地確認を行いました。出席者は、農業委員石井委員、申請者は■■■■さん、■■■■さんと現地確認・聞き取りを行いました。本件は、譲受人と譲渡人が互いの所有地を交換し自作地との一体化を図り耕作したいという希望が一致したものです。番号 2 の譲受人■■■■の農地利用については、番号 1 で先ほど述べたとおりです。それから番号 3 の譲受人■■■■さんについては、夫婦で農業と畜産を行い、米と野菜の栽培、それから繁殖牛の飼育を行っています。要件及び技術的にも十分にあり、農地の利用に問題はないと思われれます。以上です。

○議長(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての 2 番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

続いて、3 番をお諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての3番は原案のとおり可決されました。
- 議長(会長) 日程第 3 議案第 16 号
農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 番を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 今月の農地法第5条の許可申請は、 1 件でございます。
- 【議案第 16 号 1 番朗読後、説明】
- 議長(会長) ただいまの1番の事務局の説明に関連して、地元委員からご報告をお願いします。 推進委員2番 大楽良文委員
- 2 番委員 議案第16号について説明します。本日1時過ぎに出席者石井農業委員、事務局、申請者の■■■■さん、■■■■さんの母、■■■■さんと現地確認を行いました。本件は、■■■■さんの自宅駐車場の増設です。車を出し入れする際に、同居家族の車を隣接する■■■■に出さなければならず大変危険を伴うので、それを解消するために自宅そばの農地を譲受け、そこに自動車の車庫を作るための転用であります。現地確認の結果、土砂の流出や崩壊、雨水の排水も問題なく、周辺農地への影響も心配ないと思われれます。また、申請の目的や事業計画の確実性も問題ありません。農地の転用となりますが、今の不便で危険な状況を解消するためには、やむを得ないと考えます。以上となります。
- 議長(会長) 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局長 農用地区域外にある農地であって、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
- 議長(会長) ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。
- 10 番委員 はい。ちょっとよろしいですか。進入路はなぜ■■■■ではなく、■■■■からの理由はあるんですか。

- 事務局長田 はい。事務局でうかがっているのは、■■の地番の■■はへこんだ地形になっており、かなり入りづらい状況であり、■■はすでに進入路の状態となっているため、そちらから入るようにするということでした。
- 10 番委員 はい。わかりました。
- 議長(会長) ほかに質疑はありませんか。
- 5 番委員 少しわかりづらいのですが、図面の■■をわけるといふことなんですか。
- 事務局長田 はい。■■の地目が畑になっていて、農地法上転用するにあたっては、使用する最低限の面積で行いなさいと言われております。そのため、■■をすべてを駐車場にするというところと広すぎといったことになるため、変形の形になっております。あわせて、■■の住宅が別な方の家になっているため、そのすぐ後ろに駐車場があると車の出発する際に、音等で迷惑が掛かってしまうかもしれないということで、このような形にしたと聞いております。
- 5 番委員 ■■の地目は何になっているの。
- 事務局長田 はい。■■の地目が畑になっていまして、先ほどの農地法3条の案件で、■■購入するというかたちで届出が出ております。
- 5 番委員 分筆するということなのですか。
- 事務局長田 これは分筆された後の図面です。
- 5 番委員 はい。
- 議長(会長) そのほかありませんか。
- 議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。
- 〈 異議なしの声あり 〉
- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 番は、原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

これで、本日の日程は全部終了いたしました。
10月定例委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会 長 水野和範

会議録署名人 遠藤光一

会議録署名人 水野幸栄